

中央大学法科大学院教授

森信茂樹

Shigeki Morinobu

73年京都大学法学部卒業、同年大蔵省入省。03年東京税関長、05年財務総合政策研究所所長、06年退官。07年ジャパン・タックス・インスティテュート所長就任、同年より中央大学法科大学院教授。著作「日本の税制—何が問題か!」(岩波書店、2010)ほか多数。

租税回避と企業法務

アップル、グーグル、アマゾンなど米国外籍企業を中心とした租税回避が、G8やG20といった場で、世界最高首脳レベルの問題となっている。G20の要請を受けてOECDは、2013年7月「BEPS(税源浸食と利益移転)行動計画」を公表し、現在、各国の税制当局や経済界で具体的な対応が検討されている。

アップルの行っている租税回避スキームは、ダブルアイリッシュ・ダッチサンドウィッチと称され、さまざまな私法取引を一つひとつつなぎ合わせて、アップル本社の持つ無形資産(特許権、商標権などの知財)から上がる収益をタックスハイブーンに集中させ、租税負担を回避するものである。このよう

な無形資産をタックスハイブーンに切り出して税負担を回避する方法は、コカ・コーラなどの米国外籍企業によって50年以上前から行われてきた。

筆者は、10年ほど前にコロンビア・ロースクールで租税法を学んだが、法人税や国際課税の授業では、多くの時間が具体的な租税回避事例(タックス・プランニング)の研究に費やされていたのに驚かされた。もともと、ある有名な教授は「高い教育を受けた優秀な学生が、高度な知識を使いながら租税を回避させる側に回るのは米国の大きな問題だ」と常々嘆いておられたことが印象的だが、さて我が国企業を見ると、アグレッシブな租税回避を行っている

企業はごく少数といわれている。これは、我が国企業のタックス・コンプライアンス意識の高さや、脱税というレピュテーションリスクを恐れていることだろう。しかし、我が国企業の外国人持株比率は4割前後となっており、租税をコストと見る米国株主からは、このよう

な日本企業の姿は歯がゆく映っている。日本企業の海外投資家向け説明会などでは、もつと税引き後の利益率を上げるような努力をすべきだという圧力がかかってきているという話もよく耳にする。つまり、グローバルに活動をすすめる企業にとって、否認リスクの高いやアグレッシブな租税回避は排除しつつ、タックス・プランニングと呼ぶべき健全な(否認リスクの少ない)租税回避は、必要不可欠になりつつあるといえる。

租税回避の本身は、私法と税制の高度な組み合わせである。我が国企業がそのようなことを行うためには、企業法務を扱う法務部と税金を扱う経理部を融合させ、それを指揮統括するような戦略部門が必要になる。そのためには、経営トップがグローバルな戦略を理解する能力を持ち、健全な租税戦略にコミットすることが必要ではないだろうか。

かつてOECD租税委員会事務局長(英国人)が筆者に「日本で税制の話をして、経営トップは出でてこない」と嘆いていたことが思い出される。

Opinion